

学校いじめ防止基本方針

令和 7 年 4 月

(令和 6 年 4 月 9 日一部改正)

福島県立安積黎明高等学校

福島県立安積黎明高等学校（以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成２５年１０月１日文科科学大臣決定。最終改定平成２９年３月１４日。以下「国の基本方針」という。）、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成２９年３月１４日。以下「国のガイドライン」という。）にのっとり、いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校生徒の尊厳を保持するため、学校におけるいじめの防止等のための対策に関し、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

1 基本理念

- （１）いじめが全ての生徒に関係する問題であることを踏まえて、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- （２）いじめは、生徒の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となる得る行為を含むものであり、決してしてはならないものであることをすべての生徒が認識し、いじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようその情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- （３）いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下に行う。

2 基本方針

（１）いじめの定義・・・いじめ防止対策推進法 第２条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（２）いじめの基本理解

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。また、本人はいじめられていることを否定することもある。

- ④ 暴力を伴わないいじめは、生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験するものである。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで生命または身体に重大な危険を生じさせる。
- ⑥ いじめは所属集団の構造上の問題から起こることもあり、「観衆」や「傍観者」の所在に注意を払い、集団全体に、いじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。
- ⑦ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑧ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑨ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(3) いじめの防止等に関する基本的な考え方（いじめ防止に関する基本的な姿勢）

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、生徒が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティー作りに努める。

① いじめの禁止

いじめは決して許されないことであり、本校生徒は、いじめを行ってはならない。

② 学校及び教職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努める。

(4) 具体的ないじめの様態（例）

① 冷やかしからいじめ、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

- ・身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
- ・本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
- ・存在を否定される。

② 仲間はずれ、集団による無視をされる。

- ・対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
- ・遊びやチームに入れない。
- ・席を離される。

③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

- ・わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
- ・たたく、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。

- ・遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
 - ・持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てたりされる。
 - ・靴に画鋸やガムを入れられる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・使い走りさせられたり、万引きや恐喝を強要されたり、登下校時に荷物を持たされたりする。
 - ・笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせられる。
 - ・衣服を脱がせられたり、髪の毛を切ったりされる。
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ・パソコンや携帯電話の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。
 - ・いたずらや脅迫のメールが送られる。
 - ・SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)のグループから故意に外される。

3 いじめへの対応

(1) いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、次の組織を設ける。

① 名称

「いじめ対策委員会」

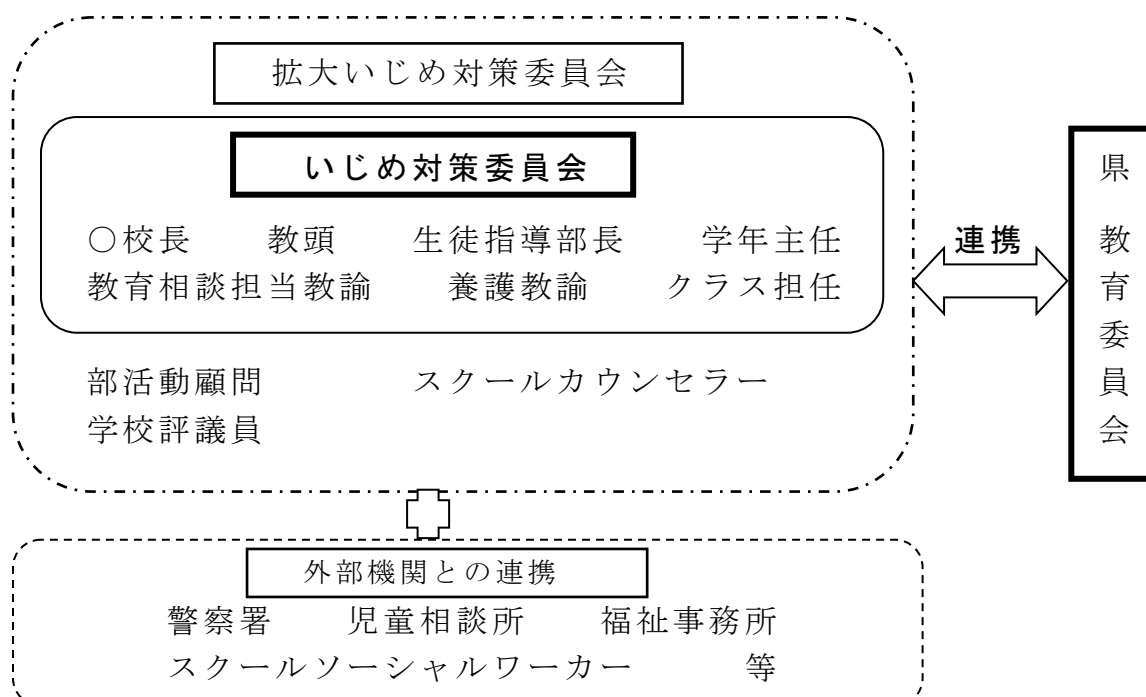
② 構成員

校長、教頭、生徒指導部長、学年主任、教育相談担当教諭、養護教諭、HR担任

③ 必要に応じて、「いじめ対策委員会」に代えて、関係職員を加えた「拡大いじめ対策委員会」により代行することができる。

(関係職員)

スクールカウンセラー、部活動顧問、学校評議員



③ 組織の役割

- ・学校いじめ防止基本方針に基づくいじめ未然防止の取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・いじめの相談・通報の窓口
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめの疑いに係る情報があつた時の組織的な対応のための連絡・調整
(緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携など)

(2) いじめの未然防止のための取組み

- ① 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ② 生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、居場所づくりや絆づくりをキーワードとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしながら、集団の一員としての自覚や自信の育成を図る。
- ③ 生徒が自主的に行ういじめ防止に資する生徒活動に対する支援を行う。
- ④ いじめは決して許されないという共通認識に立ち、教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他いじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行い、いじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応する。
- ⑤ 保護者及び地域に対し、学校基本方針及び取り組みについての理解を図る。

(3) いじめの早期発見のための取組み

- ① 教育相談体制を整えるとともに、その窓口を生徒、保護者に広く周知する。なお、教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて適切に取り扱う。
 - ・面接週間を通して、個人面談及び三者面談等を通じた学級担任による生徒からの聴き取り調査を行う。
 - ・スクールカウンセラーによる教育相談を有効に活用する。
 - ・いじめ相談窓口を設置する。
- ② 面接週間や定期的なアンケートの実施により、生徒理解といじめの早期発見に努める。
 - ・いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対するいじめアンケート調査を年3回(6月・10月・2月を目途)実施する。
- ③ 生徒に関する情報については教員同士の共有化を図るとともに、必要に応じて保護者と連携しながらその対応に当たる。
 - ・相談、通報のあつた事案は「いじめ対策委員会」を通して情報共有に努める。
- ④ いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。
- ⑤ インターネット上のいじめへの対応
 - ・発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会

等の必要な啓発活動を行う。

(4) いじめに対する措置

本校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、いじめ対策委員会に対し、当該いじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげる。本校の教職員が、いじめに係る情報を抱え込むことなく、いじめ対策委員会に報告を行う。加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。解消している状態とは、少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要がある。

A いじめに係る行為が止んでいること。(被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月を目安に相当の期間継続していること。)

B 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。(いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察すること。)

- ① いじめの通報を受けたとき、あるいはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うとともに、その結果を生徒指導部長、教頭を経由して校長に報告する。

(対応)

- ・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせる。
- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をする。
- ・いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じる。

- ② 事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。

(対応)

- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するためいじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた生徒が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめを行った生徒に対し、一定期間、別室等において学習を行わせる等の措置を講じる場合がある。

- ③ いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

(対応)

- ・いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- ・はやしたてたり、同調している生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行

為であることを理解させるよう指導する。

- ④ 発生したいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、いじめを受けた生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(対 応)

- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、県教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

- ⑤ ネット上の不適切な書き込み等があった場合、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

(対 応)

- ・ 必要に応じて、法務局人権擁護部の協力を求めたり、所轄警察署等に通報するなど、外部機関と連携して対応する。

(5) 重大事態発生時の対応

<重大事態とは>

ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ウ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

<重大事態の報告>

ア 重大事態が発生した場合は、県教育委員会に迅速に報告する。

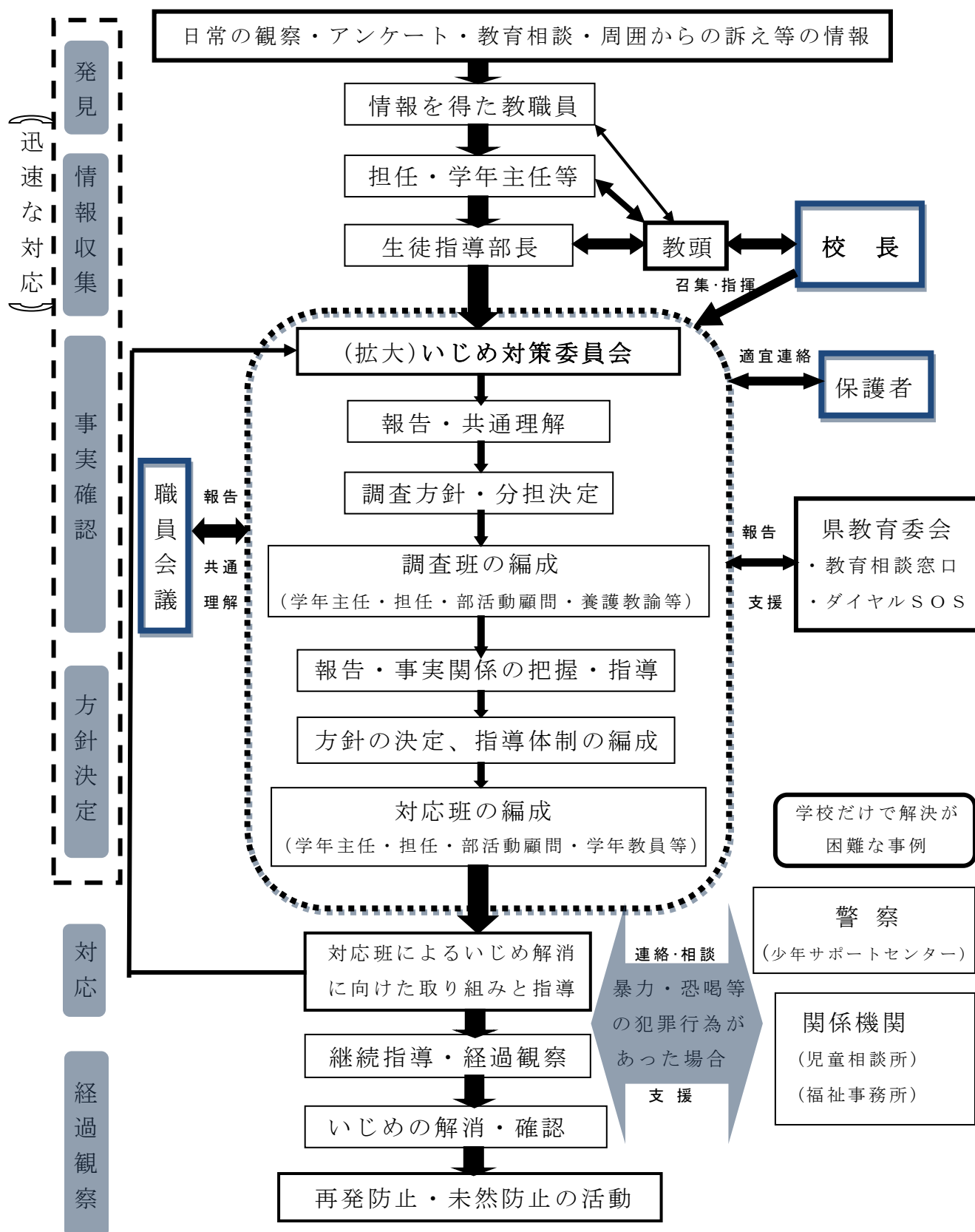
<重大事態の調査>

ア 重大事態が発生した場合は、弁護士、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有するもののほか、第三者からなる組織を設け調査する。

イ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。

ウ いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえる。

いじめが起こった場合の組織的対応の流れ



(6) 年間計画

月	生徒指導計画	面談・実態調査 (アンケート等) の実施計画	校内研修 計画	いじめ防止の ための会議等	評価計画
4 月	全校集会		校内研修 1 未然防止と早期発見		計画・目標の 作成と提示
5 月		第 1 回面接週間			
6 月	全体講話 情報モラル	いじめに関する アンケート①		第 1 回いじめ 防止対策会議	
7 月					
8 月					
9 月					中間評価
10 月		・第 2 回面接週間 ・いじめに関する アンケート②	校内研修 2 いじめの対応	第 2 回いじめ 防止対策会議	
11 月					
12 月	全体講話 人権教育				
1 月					
2 月		いじめに関する アンケート③		第 3 回いじめ 防止対策会議	年間評価
3 月					報告

(7) 評価と改善

- ① 学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取組についての評価を行う。評価方法は、職員、生徒、保護者、学校関係者によるアンケートとする。
- ② 評価の結果を踏まえ、年度末に次年度の改善案を検討するものとする。

重大事態への対応

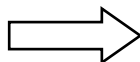
学 校



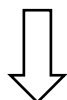
報告

福島県教育委員会
・ 調査の主体を判断

報告



知 事



調査主体が学校の場合

学校への指導・支援

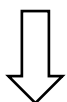
調査組織による調査

【調査組織】

「いじめ対策委員会」を中心として、重大事態の特性に応じた専門家などを加える。

重大事態に至る要因となったいじめが

- ・ いつ（いつ頃から）
- ・ 誰から
- ・ どのような態様であったか
- ・ いじめを生んだ背景事情
- ・ 生徒の人間関係
- ・ 学校、教職員の対応 等



1 調査結果の提供及び報告

- ・ いじめを受けた生徒及び保護者への情報提供
- ・ 教育委員会への報告

2 調査結果を踏まえた必要な措置

- ・ 被害生徒及び保護者への支援
- ・ 加害生徒及び保護者への指導・助言
- ・ いじめがあった集団への働きかけ
- ・ 上記に必要な関係機関等との連携